

UNDP 日本イベントにおける堤尚広大使開会御挨拶

(2月7日、国連大学)

【冒頭】

野田章子 (のだ しょうこ) 国連事務次長補 兼 UNDP 危機局長、ご参加の皆様、こんにちは。人権担当大使の堤尚広と申します。本日は、日本政府と国連開発計画 (UNDP) によるセミナー「人権デュー・ディリジェンスの未来：日本およびグローバルサプライチェーンで期待されること―国別行動計画 (NAP) と中小企業の役割」に御参加いただき、ありがとうございます。本日のセミナーが、ご参加の皆様にとって意義ある情報交換、対話の場となることを期待します。開会にあたり、私から、三つ申し上げます。

まず、このセミナーを含む日本政府と UNDP との連携事業の意義と成果に触れます。

次に、私がビジネスと人権の関係について大切に思うところを皆様と共有したいと思います。

最後に、ビジネスと人権に関する世界の潮流と今後の日本政府の取組に触れます。

【日本政府 UNDP 共催セミナーの意義・成果】

日本政府は、2020 年に「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定し、企業の意識の啓発・喚起に努めています。その主たる目的は三つあります。(1) 国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進、(2) 日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上、(3) SDGs の達成への貢献です。また、2022 年、企業の取り組みを支援するため、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を発表しました。

外務省では、UNDP と連携し、2022 年から日本と 20 か国において、日本企業やそのサプライヤー等による人権尊重の取組を支援し、また、各国の行動計画の策定や実施を支援してきました。本日のセミナーは、その一環であり、今回で 3 回目です。このセミナーの目的は、企業における人権デュー・ディリジェンス (DD) の普及です。

これまでの政府による啓発効果は着実に出ています。行動計画の策定以降、日本企業による取組も急速に変化し、昨年 (2024 年) 1 月に公表された経団連のアンケート調査によると、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき取組を進めていると答えた企業は 76% となり、2020 年の調査の 36% から大幅に増加しました。

今後も、政府として、先に述べた三つの主目的の達成を目指し、企業、その他のステークホルダーとの情報交換、対話を深めます。また、他国のビジネスにおける人権尊重の努力をさらに支援していく考えです。

【良い企業は人権を尊重し、企業価値を高める。】

さて、ビジネスと人権に関し、私が大切に思い皆様に共有したいのは、次の3点です。第一は、ご参加の企業のような良い企業は既に人権尊重を実践していること、第二は、日本は、立派に人権尊重を実践する日本企業が正当に評価される社会を目指していること、第三は、第一、第二の点の実現のために、ビジネスと人権の各種道具を役に立てていただきたい、ということです。

第一点について。日本の企業の社是や経営方針といった企業理念を見てみると、素晴らしい共通点があります。それは、顧客、従業員、社会の価値の尊重であり、より良い世界のための貢献の精神に溢れていることです。その一方で、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」は、企業の活動において、関わりを持つ人々や社会の、当然の自由や権利を侵害すべきでないという責任があるとしています。そして、その関わりを持つ人々や社会とは、従業員、消費者、株主、取引企業、企業活動の影響を受ける国内外の地域社会などが含まれます。はっきりしていることは、先に取り上げた立派な企業理念を実践している企業は、創業以来今日まで、毎日のビジネス活動の中で、従業員、消費者、株主、そして、地域社会の利益や権利を尊重しています。言い換えれば、国連指導原則が求める責任を立派に果たしていることになります。

第二点は、いうまでもなく、日本政府は、そのような、誠実で真つ当なビジネスをする企業が世界で十分な評価を受け、更に成功し世界に貢献することを望んでいますし、強く支持します。

第三点は、企業におかれては、国連の指導原則、日本政府の行動計画、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」などを、十分にご活用いただきたいということです。これらは、既に良い経営理念を実践している企業が、従業員、顧客、取引先、社会を大切にする、ビジネスの実践を、「人権」ということばを使い、より意識化、明確化、システム化し、確実に実行できるようにするために、有効な道具になっています。最近の放送業界企業の事案について、皆様もビジネスと人権の観点から、注意深く分析されていると思います。今後の調査の結果には、人権への取組も含まれると承知しており、この結果を受けた企業の対応を注視しています。国連指導原則では、企業に対して、企業方針によるコミットメントのみならず、実際の人権への悪影響を特定、予防、軽減、対処方法を説明するために人権デュー・ディリジェンスの実施を求めるとともに、救済を求めています。企業の皆様におかれては、国連指導原則、行動計画、

ガイドラインといった、これら道具の十分な活用によって、人権を尊重し、更に企業の価値向上と名声を手にしていただければ幸いです。万が一そうでない場合は、直ちに真摯に問題にとりくみ、具体的な修正と改善によって、競争力と企業価値の向上に繋げていただくことを望みます。

【今後の日本政府の取組：行動計画の発展】

次に、今後の日本政府の取組を一言ご紹介します。

先にお話ししたとおり、日本政府は、「ビジネスと人権」に関する行動計画の下、企業の取組を後押しするために、ガイドラインを策定し、企業向けの研修やセミナーを実施することで、周知・啓発に努めています。企業側の取組も強化されています。

一方、国外に目を向けると、昨年7月、EUでは「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令」が施行されるなど、国内だけでなく国境を越える企業活動を人権尊重の観点から規制する法整備が進んでいます。このような環境の変化は、日本企業のビジネスにも影響します。企業にとって、リスクを避け、国際競争力を維持強化するためにも、先ほど述べた良い企業であることが合理的な選択であり、そうでなければ生き延びられなくなるのだと思います。

今後、ビジネスにおける人権尊重の重要性が高まることを念頭において、日本政府は更なる取組を始めています。この後、尾崎壮太郎外務省人権人道課長からより詳細にご説明します。ここでは、政府の行動計画について、本年中の公表を目指して、改定作業中であることだけ触れておきます。新たな行動計画については、ステークホルダーとの対話を通じて、より国内外の実状を踏まえた実効性のあるものを目指します。

【結び】

日本には「袖振り合うも他生の縁」という言葉があります。道で人とすれ違うとき、袖がちょっと触れ合うことも、単なる偶然でなく、ご縁に導かれている。だから、ひとつひとつの出会いを大切にしようというのです。この人と人との出会い、つながりを大切に考える考え方は、日本社会に深く根ざしています。

企業活動においても、想像を超えるほど多くの人が出会い、関わっています。ビジネス活動に関わりのある人々が、人権尊重という形で、お互いを尊重し合い、助け合い、より良い自分を実現できるようになることを、心から願います。日本の企業には、従業員の尊厳と自由意志を尊重し、顧客と公正な取引をし、投資家や社会に明確に説明することが、必ずできると信じます。日本政府は、ご参加の皆様と共に、全ての人々の人権が尊重される世界を実現していきたいと考えます。

ありがとうございました。

(了)